

議案第7号

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しをこれに対応する改正後欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しのように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに<u>本市が単独で設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>(5) 保有個人情報 実施機関の職員（<u>本市が単独で設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 実施機関 市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに<u>地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「本市が設立した地方独立行政法人」という。）をいう。</u></p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>(5) 保有個人情報 実施機関の職員（<u>本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第2条</u></p>

2条第2項に規定する公文書並びに大阪
市会事務局（以下「事務局」という。）の
職員が職務上作成し、又は取得した文書、
図画及び電磁的記録であって、事務局の
職員が組織的に用いるものとして、議長
が管理しているもの（官報、公報、白書、
新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の
ものに販売することを目的として発行さ
れるもの（以下「出版物」という。）を除く。）
をいう。以下同じ。）に記録されているも
のに限る。

- (6) 事業者 法人その他の団体（国、独立
行政法人等（独立行政法人等の保有する
個人情報保護に関する法律（平成15年
法律第59号）第2条第1項に規定する独
立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方
公共団体及び地方独立行政法人を除く。
以下「法人等」という。）及び事業を営む
個人をいう。

[(7)・(8) 略]

(本市が単独で設立した地方独立行政法人に
対する審査請求)

第44条 本市が単独で設立した地方独立行政
法人がした開示決定等、訂正決定等若しく
は利用停止決定等又は本市が単独で設立
した地方独立行政法人に対する開示請求、訂
正請求若しくは利用停止請求に係る不作為
について不服があるものは、当該地方独立
行政法人に対し、行政不服審査法（平成26

第2項に規定する公文書並びに大阪市会
事務局（以下「事務局」という。）の職員
が職務上作成し、又は取得した文書、図
画及び電磁的記録であって、事務局の職
員が組織的に用いるものとして、議長が
管理しているもの（官報、公報、白書、
新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の
ものに販売することを目的として発行され
るもの（以下「出版物」という。）を除く。）
をいう。以下同じ。）に記録されているも
のに限る。

- (6) 事業者 法人その他の団体（国、独立
行政法人等（独立行政法人等の保有する
個人情報保護に関する法律（平成15年
法律第59号）第2条第1項に規定する独
立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方
公共団体及び地方独立行政法人（地方独
立行政法人法（平成15年法律第118号）第
2条第1項に規定する地方独立行政法人
をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人
等」という。）及び事業を営む個人をいう。

[(7)・(8) 同左]

(本市が設立した地方独立行政法人に対する
審査請求)

第44条 本市が設立した地方独立行政法人が
した開示決定等、訂正決定等若しくは利用
停止決定等又は本市が設立した地方独立行
政法人に対する開示請求、訂正請求若しく
は利用停止請求に係る不作為について不服
があるものは、当該地方独立行政法人に対
し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）

年法律第68号)による審査請求をすることができる。

(出資法人等が講ずべき措置等)

第53条 次に掲げる法人又は団体(以下この条において「出資法人等」という。)は、この条例の規定に基づく本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人(以下「本市等」という。)の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[(1)・(2) 略]

[2～4 略]

附 則

[1～9 略]

(本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立に係る経過措置)

10 本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第48条の規定による申出で、本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第48条の規定による申出とみなす。

11 前項に規定するもののほか、本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人

による審査請求をすることができる。

(出資法人等が講ずべき措置等)

第53条 次に掲げる法人又は団体(以下この条において「出資法人等」という。)は、この条例の規定に基づく本市又は本市が設立した地方独立行政法人(以下「本市等」という。)の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[(1)・(2) 同左]

[2～4 同左]

附 則

[1～9 同左]

(地方独立行政法人の成立に係る経過措置)

10 本市が設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第48条の規定による申出で、本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第48条の規定による申出とみなす。

11 前項に規定するもののほか、本市が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人に対し

に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

[12 略]

(地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置)

13 市長の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

[14 略]

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

15 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立

て行われた処分、手続その他の行為とみなす。

[12 同左]

(地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置)

13 市長の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

[14 同左]

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

15 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立

行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「)をいう」とあるのは「)並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

[16・17 略]

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

18 公立大学法人大阪市立大学の保有個人情報であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第

行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「)をいう」とあるのは「)並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

[16・17 同左]

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

18 公立大学法人大阪市立大学の保有個人情報であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第

<p>2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「f)をいう」とあるのは「f)並びに公立大学法人大阪をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大阪の役員」と、第44条中「<u>本市が単独で設立した地方独立行政法人</u>」とあるのは「<u>本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは公立大学法人大阪</u>」とする。</p> <p>[19 略]</p>	<p>2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「f)をいう」とあるのは「f)並びに公立大学法人大阪をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大阪の役員」と、第44条中「<u>本市が設立した地方独立行政法人</u>」とあるのは「<u>本市が設立した地方独立行政法人若しくは公立大学法人大阪</u>」とする。</p> <p>[19 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- この条例は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。
- 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人情報の収集及び提供)</p> <p>第13条 大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)第2条第1号に規定する実施機関(<u>本市が単独で設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)</u>)を除く。以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(同条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(個人情報の収集及び提供)</p> <p>第13条 大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)第2条第1号に規定する実施機関(<u>同号に規定する本市が設立した地方独立行政法人</u>を除く。以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(同条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

令和3年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

地方独立行政法人天王寺動物園の設立に伴い、同法人を実施機関とするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。